

食品接触材料安全センターメールマガジン No.35 (HP 掲載版)

食品接触材料安全センターメールマガジン No.35 (2022 年 3 月下旬号) を発行致しましたのでご覧ください。

■食品接触材料安全センターの組織と事業紹介シリーズ

食品接触材料安全センターの組織と事業紹介 (確認証明 (ポリ衛協型) 委員会)

食品接触材料安全センターは、2021 年 4 月 1 日 (旧) ポリ衛協と (旧) 塩食協の事業を継承しました。この事業継承をきめ細かく行うため、3つの委員会が設立されています：ポリ衛協承継基準管理委員会、確認証明 (ポリ衛協型) 委員会、JHP 承継規格管理委員会。メールマガジンのシリーズをまとめるに当たり、最後にこの3つの委員会の事業内容を紹介したいと思います。

今回は、確認証明 (ポリ衛協型) 委員会を紹介します。この委員会は、確認証明書 (ポリ衛協型) の申請及び交付に関する事業を担い、2021 年度委員会を 6 回開催しています。

委員会では、ポリ衛協確認証明書再交付の進捗状況と課題の共有、交付規程実施細則の改正等を行ってきました。また、将来の適合確認システムの構想について、適合確認政策委員会と意見交換を行ってきました。

国の PL 制度運用に際しては、(旧) ポリ衛協以外の分野でも、適合情報の伝達方法を整理する必要があります。適合確認政策委員会にて進められている適合確認システムの検討において、(旧) ポリ衛協・確認証明制度のノウハウ活用が重要になると考えています。



■PL 制度における既存物質の再整理と PL 制度の改編について

PL 制度における既存物質の再整理と PL の改編について

厚生労働省は、2021 年 12 月 21 日に続き、2022 年 3 月 23 日の審議会部会において、既存物質の再整理と PL の改編に向けた具体的内容を示しました。今回は、PL 制度の対象外になる物質を整理してみましょう。

食品衛生法第 18 条第 3 項により、公衆衛生に与える影響を考慮して合成樹脂の原材料が対象になったことで、合成樹脂の原材料に該当しない物質が摘出されています。

原材料に含まれる物質が化学的に変化して生成した物質は、欧米で非意図的添加物質 (NIAS) と呼ばれるもので、同じく対象外となります。

また第 18 条第 3 項ただし書きにある、食品に接触しない部分に使用された物質であって人の健康を損なうおそれのない量を超えて溶出又は浸出するおそれがない物質が、これまで通り対象外となります。ここで人の健康を損なう恐れのない量は、食品安全委員会において、食品への移行量として 0.01mg/kg-食品が設定され、令和 2 年 4 月 28 日告示第 195 号で公示されました。この値は、欧州プラスチック規則 (PIM) において、規制対象物質が不検出とさ

れるときのデフォルト値として引用されています。

① 現行のポジティブリスト制度の対象外となる物質

※3/23
時点案

➤ 合成樹脂の原材料に該当しない物質

- ・熱可塑性を持たない弾性体（ゴムの原材料に該当する物質）
- ・無機物質（金属、非金属、岩石、土砂）
- ・天然物（特定の成分のみを精製して得られた物質または物質群を除く。）またはその化学反応物（抽出物、エキス、ロジン、ナフサ等の抽出物、蒸留物、残留物等）
- ・天然物由来の有機高分子物質またはその化学反応物（デンプン、タンパク質等）
- ・器具・容器包装から放出され、食品に移行して作用することを目的とする物質

食品に移行することを前提とした物質であるため、合成樹脂の原材料に該当しないものとして扱う。

- ・帯電防止、防曇等を目的として、器具・容器包装の原材料等の表面に付着させる液体状または粉体状の物質（塗布剤）

塗布する材質が合成樹脂に限定されず、材質の表面に独立して存在するものであるため、合成樹脂の原材料に該当しないものとして扱う。

➤ 原材料に含まれる物質が化学的に変化して生成した物質

- 食品に接触しない部分に使用された物質であって人の健康を損なうおそれのない量を超えて溶出又は浸出するおそれがない物質

4

（2022年3月23日審議会部会資料より）

■お知らせ

食品接触材料に関する内外の動き

- 3月23日厚労省は審議会部会で既存物質におけるPL改編と物質整理の具体的内容を公表した。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24136.html

また2021年12月21日審議会部会の議事録が開示された。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000907168.pdf>

- 4月6日食品接触材料安全センター会員説明会
厚生労働省プレゼンテーション

●農水省「農林水産物・食品 - 日本からの輸出に関する制度」(JETRO)

<https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/country>

農水省は、農林水産物・食品の輸出促進の一環として、輸出先国ごとに、代表的食品ごとに、その容器包装に係る国内法の URL を紹介した。

1. 国・地域、更に各食品品目のタブをクリック
2. 「食品関連の規制」のタブをクリック
3. 「5.食品包装規制（食品容器の品質または基準）」のタブをクリック

●先頃中国衛生部は、食品工業協会が作成した業界標準「食品接触材料及び製品適合宣言ガイダンス通則」案、「食品接触材料及び製品用接着剤適合宣言ガイダンス通則」案を一般協議に付した。

<http://www.cnfia.cn/wp-content/uploads/2022/02/tb-shi-pin-jie-chu-cai-liao-fu-he-xing-sheng-ming-tong-yong.doc>

<http://www.cnfia.cn/wp-content/uploads/2022/02/tb-shi-pin-jie-chu-yong-nian-he-ji-fu-he-xing-sheng-ming.docx>

●欧州委員会「2022年3月24日植物、動物、食品及び飼料常設委員会、食物連鎖の新規食品及び毒物学的安全性部会」アジェンダ

<https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/documents/079970/1/consult?lang=en>

B.02 食品接触リサイクルプラスチック材料及び成形品に関する、そして規則 (EC) No282/2008 を廃止する規則 (EU) 案に関する欧州委員会の見解とありうる見解に関する意見交換

●先頃欧州委員会は、食品接触材料に含まれるスチレンモノマーに関する情報提供に一般協議を始めた。期限は4月11日。現在設定されていない SML が設定される可能性がある。

https://ec.europa.eu/food/safety/chemical-safety/food-contact-materials/consultation-process_en

●2月3日フランスは WTO 通報 G/TBT/N/FRA/216 により、環境法典 D.543-45-1 と D.543-213 の下での包装材料及び印刷物へのミネラルオイルのフェーズアウト計画を示した。

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN22/FRA216.pdf&Open=True>

また 3 月 3 日 G/TBT/N/FRA/223 により、環境法典 L.541-1 の下でのリユース目標、2023 年 5%、2027 年 10%を示した。

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN22/FRA223.pdf&Open=True>

●2 月 23 日 ACC 「ACC のポリカーボネート/ビスフェノール A 北米チームの BPA の耐容一日摂取量を切り下げる EFSA の科学的見解草案に対するコメント」

<https://www.americanchemistry.com/chemistry-in-america/news-trends/press-release/2022/acc-s-polycarbonate-bisphenol-a-north-american-team-comments-on-efsa-s-draft-scientific-opinion-to-lower-tolerable-daily-intake-of-bpa>

●FDA 「食品からの PFAS への暴露を理解し低減させる FDA の努力継続に関する最新情報」

<https://www.fda.gov/food/cfsan-constituent-updates/update-fdas-continuing-efforts-understand-and-reduce-exposure-pfas-foods>

●2 月 12 日カナダは、「カナダ環境保護法 1999 に基づく特定プラスチック製品規制のリサイクル材開発に関する一般協議プロセス」を公表し、リサイクル含有量について一般協議を行った。

[Canada Gazette, Part 1, Volume 156, Number 7: GOVERNMENT NOTICES](#)

●2 月 16 日インドは、告示 G.S.R.133(E)でプラスチック包装材料の拡大生産者責任制度（EPR）ガイドラインを示した。ここでは市場メカニズムの下、EPR を数値目標化し、目標の達成状況に応じ事業者間で数値を取引きすることができる（温室効果ガスの排出権取引に相当）。

<https://moef.gov.in/wp-content/uploads/2022/02/Plastic-Waste-Management-Amendment-Rules-2022-1.pdf>

●1 月 18 日インド FSSAI 「リサイクルプラスチックの使用に関する食品安全基準（包装材料）改正規則施行に係る食品安全基準法 2006 セクション 16(5)による指令」

https://www.fssai.gov.in/upload/advisories/2022/01/61e7acd01a850Direction_Recycle_d_Plastics_19_01_2022.pdf

食品接触用消費済 PET のリサイクル及び食品接触用リサイクル PET 樹脂への認可基準へのガイドライン

■■■ 食品接触材料安全センターメールマガジン 配信方法の見直しについて ■■■

日頃は食品接触材料安全センターメールマガジンをご愛読頂きありがとうございます。本メールマガジンは、食品接触材料分野の最新情報を紹介することをメインに、センター会員への情報提供ツールとしてスタートしましたが、このたびメールマガジンの配信方法を見直し、メールマガジン No. 26 以降につきましては食品接触材料安全センター会員窓口の方に限定して配信させていただくことになりました。

これまで通りホームページにメールマガジンを掲載してまいりますので、会員企業におられる窓口以外の方、会員以外の方はホームページからご覧ください。

(<https://www.jcii.or.jp/publics/index/164/>)

ご不便をおかけしますが、ご理解のうえご協力頂きますようお願い致します。

食品接触材料安全センターでは、食品接触材料の PL 制度をはじめ法制度への問い合わせに幅広く対応しております。ご質問・お問い合わせなどございましたらお気軽にご連絡下さい。

<https://www.jcii.or.jp/publics/index/98/>

ー JCI の個人情報の取扱いに関しましては、JCI ホームページの“個人情報保護方針”をご覧ください。 (<https://www.jcii.or.jp/publics/index/9/>)

ー 本メールマガジンに関する問い合わせ・ご要望などございましたら是非お聞かせ下さい。
(info-fcmssc@jcii.or.jp)

今後ともご支援、ご利用を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(発行)

一般財団法人化学研究評価機構 (JCI) 食品接触材料安全センター

〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友不動産六甲ビル 7 階

Tel : 03-5244-9363 e-Mail : info-fcmssc@jcii.or.jp

URL : <https://www.jcii.or.jp/publics/index/65/>